

【政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第155回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出2件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願1種類4件は、保留とした。

〔法律案の審査〕

公職選挙法の一部を改正する法律案は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権に関する住所要件について、廃置分合により消滅した市町村に住所を有した期間を通算するとともに、市の議会の議員並びに町村の議会の議員及び長の選挙において、その選挙の期日の告示の前に掲示された政党その他の政治活動を行う団体がその政治活動のために使用するポスターについて、他の選挙と同様、告示日における撤去義務を設けようとするものである。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が、平成15年3月から5月までの間に満了することとなる実情にかんがみ、これらの選挙の円滑な執行と経費の節減を図るため、選挙の期日を統一しようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、地方選挙の期日を統一する意義、政治活動用ポスターの規制の在り方等について質疑が行われた。質疑終局後、討論の後、公職選挙法一部改正案は多数をもって、統一地方選挙特例法案は全会一致をもって、それぞれ可決された。

(2) 委員会経過

○平成14年10月18日（金）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成14年11月22日（金）（第2回）

- 公職選挙法の一部を改正する法律案（閣法第59号）（衆議院送付）
地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案（閣法第60号）（衆議院送付）

以上両案について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年12月4日（水）（第3回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 公職選挙法の一部を改正する法律案（閣法第59号）（衆議院送付）
地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案（閣法第60号）（衆議院送付）

以上両案について片山総務大臣、若松総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、公職選挙法の一部を改正する法律案（閣法第59号）（衆議院送付）について討論の後、いずれも可決した。

（閣法第59号）賛成会派 自保、民主、公明、国連、社民

反対会派 共産

（閣法第60号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民

反対会派 なし

○平成14年12月11日（水）（第4回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第1202号外3件を審査した。
- 政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨

公職選挙法の一部を改正する法律案（閣法第59号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 市町村の廃置分合に伴う選挙権に係る住所要件の特例に関する事項
 - (1) 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権に関する3箇月の住所要件については、廃置分合により消滅した市町村に住所を有した期間を通算するものとする。
 - (2) 選挙人名簿の登録要件である住民基本台帳への3箇月の登載期間については、廃置分合により消滅した市町村の住民基本台帳に登載されていた期間を通算するものとする。
- 2 選挙運動の期間前に掲示された政治活動用ポスターの撤去に関する事項
市の議会の議員並びに町村の議会の議員及び長の選挙については、当該選挙の期日の告示の前に政党その他の政治活動を行う団体がその政治活動のために使用するポスターを掲示した者は、当該ポスターにその氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載された者が当該選挙において候補者となったときは、当該候補者となった日のうちに、当該選挙区（選挙区がないときには、選挙の行われる区域）において、当該ポスターを撤去しなければならないものとする。
- 3 施行期日等に関する事項
 - (1) この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行するものとする。
 - (2) 1(2)は、選挙人名簿の登録で当該登録に係る基準日がこの法律の施行の日以後であるものについて適用するものとする。
 - (3) 2は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用するものとする。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案（閣法第60号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 選挙の期日に関する事項
 - (1) 平成15年3月1日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、当該選挙を同年2月28日以前に行う場合又は公職選挙法第34条の2の規定（以下「90日特例の規定」という。）により行う場合を除き、都道府県及び指定都市の議会の議員及び長の選挙にあつては同年4月13日、指定都市以外の市、町村及び特別区の議会の議員及び長の選挙にあつては同月27日とする。
 - (2) 平成15年6月1日から同月10日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、それぞれ(1)に掲げる期日とすることができるものとする。

2 選挙期日の告示に関する事項

選挙期日の告示を次のように定める。

- | | |
|-------------------------------|------------|
| (1) 都道府県知事の選挙 | 平成15年3月27日 |
| (2) 指定都市の長の選挙 | 平成15年3月30日 |
| (3) 都道府県及び指定都市の議会の議員の選挙 | 平成15年4月4日 |
| (4) 指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙 | 平成15年4月20日 |
| (5) 町村の議会の議員及び長の選挙 | 平成15年4月22日 |

3 90日特例の規定の取扱いに関する事項

90日特例の規定は、地方公共団体の議会の議員の任期及び当該地方公共団体の長の任期が共に平成15年3月1日から同年5月31日までの間に満了する場合には、適用しないものとする。

4 同時選挙に関する事項

統一地方選挙の実施に伴い、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙については、都道府県、市町村及び特別区の選挙ごとに同時選挙とするとともに、指定都市及び当該指定都市の区域を包括する都道府県の選挙も同時選挙とするものとする。ただし、統一地方選挙において電磁的記録式投票機による投票を行う場合、公職選挙法第12章の同時選挙等の特例の規定は適用しないものとする。

5 重複立候補の禁止に関する事項

平成15年4月13日に行われる選挙において公職の候補者となった者は、当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）の全部又は一部を含む区域において、同月27日に行われる選挙又は公職選挙法第33条の2第2項の規定により同日に行われる衆議院議員の再選挙若しくは補欠選挙における公職の候補者となることのできないものとする。

6 寄附等の禁止に関する事項

1の(1)又は(2)により行われる選挙についての寄附等の禁止の期間は、それぞれの選挙の期日前90日に当たる日から当該選挙の期日までの間とする。ただし、平成15年3月1日から同月30日までの間に任期が満了する地方公共団体の議会の議員若しくは長又は90日特例の規定を適用することができる地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期満了による選挙については適用しないものとする。

7 施行期日

本法律は、公布の日から施行するものとする。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（2件）

| 番号 | 件名 | 先議院 | 提出月日 | 参議院 | | | 衆議院 | | |
|----|-----------------------------------|-----|--------------|--------------|-------------------|-------------------|---------------------|--------------------|--------------------|
| | | | | 委員会付託 | 委員会議決 | 本会議議決 | 委員会付託 | 委員会議決 | 本会議議決 |
| 59 | 公職選挙法の一部を改正する法律案 | 衆 | 14. 10.23 | 14. 11.20 | 14. 12.4 可決 | 14. 12.6 可決 | 14. 11.7 倫理選挙 | 14. 11.13 可決 | 14. 11.14 可決 |
| 60 | 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案 | 衆 | 10.23 | 11.19 | 12.4 可決 | 12.6 可決 | 11.7 倫理選挙 | 11.13 可決 | 11.14 可決 |